

平成26年度第1回（第3回）施設整備地域連絡協議会会議録

閲覧用

○日時 平成26年4月26日（土）午後7時～8時45分

○場所 小平・村山・大和衛生組合4・5号炉 3階大会議室

○委員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（19名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	西永孝裕	光橋由訓
栄一丁目自治会	家村林	—
栄二丁目自治会	大舘繁	—
栄三丁目自治会	田中正明	—
桜が丘森永社宅自治会	—	村田達哉
新海道自治会	清水勉	—
東京ユニオンガーデン管理組合	大槻英二	山本重年
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	後藤隆康	—
グランステイツ玉川上水管理組合	—	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	—	山崎武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	清野秀行
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	—	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	相内（代理）	—
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	邑上良一	野々部宏司
グランスイート玉川上水管理組合	斉藤理憲	—

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区分	出席者
組織市	小平市 細谷ごみ減量対策課長
	東大和市 松本ごみ対策課長
	武蔵村山市 佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長兼環境課長事務取扱
小平・村山・大和衛生組合	木村計画課長・片山事務局参事

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	菅家計画課主査・里見計画課主査
--------------	-----------------

○出席者

区分	出席者
組織市	小平市 岡村環境部長
	東大和市 田口環境部長
	武蔵村山市 （佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長兼環境課長事務取扱）
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長

※武蔵村山市佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長は環境課長を兼務。

## 【会議内容】

### 【木村計画課長】

それでは、定刻、少し過ぎてしまいましたが、申しわけございません。ただいまから、平成26年度第1回施設整備地域連絡協議会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

初めに、会議の進行に当たっての連絡とお願いをさせていただきます。

本日の進行でございますが、事務局のほうで司会進行をさせていただきます。

会議の終了時間でございますが、8時45分を予定しております。

写真、ビデオの撮影はお断りをさせていただきます。

録音につきましては、協議会のほうでお諮りいたしましたところ、委員の皆様の方で差し支えないということでございましたので、録音の規制はしないということにいたします。

また、ご発言をいただく場合には、会議録作成の関係もございますので、お名前の後にご発言をしていただきますようよろしくお願いいたします。

携帯電話の電源は、お切りいただくかマナーモードに設定をお願いいたします。

本日も、各市担当部長に出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴につきましては、会場の都合で20人とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、皆様の団体の改選時期に伴いまして、代表者の方が変わった団体もございますので、また、市、組合のほうにおきましても、人事異動等ございましたので、改めまして、出席者のご紹介をさせていただきたいと思っております。

最初に、各市の担当部長からご紹介をさせていただきます。その後、お手数ですが、委員の皆様にも所属と名前をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、東大和市の田口環境部長でございます。

### 【田口環境部長】

皆さん、こんばんは。東大和市環境部長の田口でございます。昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。

### 【木村計画課長】

続きまして、武蔵村山市の佐野廃棄物・下水道担当部長でございます。

**【佐野廃棄物・下水道担当部長】**

こんばんは。4月から異動してまいりました。武蔵村山市の生活環境部廃棄物・下水道担当部長の佐野でございます。よろしくお願いいたします。

**【木村計画課長】**

佐野部長におかれましては、環境課長も兼務をされております。

続きまして、小平市の岡村環境部長でございます。

**【岡村環境部長】**

こんばんは。小平市環境部長の岡村でございます。私も昨年度に引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

**【木村計画課長】**

続きまして、衛生組合の村上事務局長でございます。

**【村上事務局長】**

こんばんは。4月に小平市のほうから来まして、小平・村山・大和衛生組合の事務局長になりました村上と申します。よろしくお願いいたします。

**【木村計画課長】**

続きまして、協議会の各委員の自己紹介をお願いいたします。

まず、3市及び衛生組合の担当課長から自己紹介をさせていただきます。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

こんばんは。小平市ごみ減量対策課長の細谷と申します。よろしくお願いいたします。

**【松本ごみ対策課長】**

こんばんは。東大和市ごみ対策課松本と申します。よろしくお願いいたします。

**【片山事務局参事】**

小平・村山・大和衛生組合事務局参事ということで、去年まで事務局に、後ろの席にありましたけれども、担当課長同相当職ということで、皆様と同席をさせていただきます。片山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【木村計画課長】**

続きまして、本日司会を担当いたします計画課の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、順番に自己紹介のほうをよろしくお願いいたします。

**【西永代表者】**

プラウド地区自治会の代表をしています西永といいます。前任の小林のほうがちよっと事情があって来れなくなりまして、総会は来月なんですけれども、来月の総会で一応自治会の代表をやるような予定になっていますので、ひとつよろしく願いいたします。

**【光橋専任者】**

プラウド地区自治会の専任者になります光橋と申します。よろしく願いいたします。

**【家村代表者】**

こんばんは。南街栄一丁目の自治会、自治会長の家村です。よろしく願いいたします。

**【大館代表者】**

こんばんは。栄二丁目自治会の代表というか、地区代表になっています大館と申します。よろしく願いいたします。

**【田中代表者】**

栄三丁目自治会の会計を担当しております、代表者田中正明と申します。よろしく願いいたします。

**【村田専任者】**

こんばんは。森永桜が丘社宅自治会の村田と申します。4月で大嶺が自治会もおりまして、私が専任者ということになります。よろしく願いいたします。

**【清水代表者】**

4月から新海道自治会の会長になりました清水です。よろしく願いいたします。

**【山本専任者】**

東京ユニオンガーデンの専任者山本でございます。よろしく願いいたします。

**【後藤代表者】**

日神パレスステージ東大和桜が丘の管理組合の代表者後藤と申します。

**【山崎専任者】**

こんばんは。クロスフォート玉川上水の専任者になります山崎と申します。よろしく願いいたします。

**【坂本代表者】**

こんばんは。ウエストスクエアの坂本と申します。前回までは代表者だったんですけれども、新たに理事長が選任されましたので変わりました。よろしく願いいたします。

**【清野専任者】**

グランドメゾンのウエストスクエアの理事長の清野です。改めて今年よろしくお願いたします。

**【森口専任者】**

センタースクエアの森口です。よろしくお願いたします。理事長のほうは、今日仕事に出ているため、少し遅れます。

**【相内代表代理】**

イーストスクエアの相内と申します。本日代表の小川さんのほうが来れないということで、代わりに私が参加させていただいております。

**【野々部専任者】**

グランドメゾン玉川上水ノーススクエアの理事長をしています野々部と申します。名簿では代表者というふうになっておりますけれども、本日理事会がございまして、隣の邑上さんに代表者を引き継ぐといたしますか、正式に決まる予定になっております。

**【邑上代表者】**

グランドメゾン玉川上水ノーススクエアの邑上と申します。本日の理事会で私が代表者ということになりましたので、よろしくお願いたします。

**【斉藤代表者】**

グランスイート玉川上水理事長の斉藤でございます。よろしくお願いたします。

**【深澤専任者】**

すいません。遅れまして、グランスティツ玉川上水の専任者の深澤と申します。よろしくお願いたします。

**【木村計画課長】**

どうもありがとうございました。

それではですね。

**【片山事務局参事】**

もう一人。

**【木村計画課長】**

あ、ごめんなさい。失礼しました。

**【大槻代表者】**

遅くなって申しわけありません。東京ユニオンガーデン管理組合理事長大槻です。よろ

しくお願いします。

**【木村計画課長】**

どうもありがとうございました。

それでは、会議のほうを進めさせていただきたいと思います。

前回の会議では、協議会の運営、また、ごみ処理の現状と課題、それから、施設見学会についての会議を進める予定でございました。運営についての、途中で要綱の修正につきまして提案が出されたところがございます。提案された方からは、要綱の内容につきましてご説明をいただいたところですが、それに対しますさまざまなご意見あったところで、大きくは、施設建設を前提にしたものではなくて、施設建設の是非を含めたものにするというようなご提案でございました。この案を各団体に持ち帰っていただきまして、この協議会が自分たちの立ち位置での議論ができる場なのかどうかということで検討しまして、それをまとめた上で、参加しても意味のない会議であれば、所属団体の住民の方の意思に反するというので、不参加とするというような理由でのご提案だったものでございます。

さまざまご意見をいただきましたけれども、最後には、提案された要綱を皆様のほうで持ち帰っていただきまして、各団体に議論していただくこととなりまして、ご提案をいただきました案を踏まえて、こちらから要綱の案を改めて皆様に送付をいたしまして、これに対してご意見をいただくということで、最後にはそういう話になっております。

本日は、そのいただきましたご意見を踏まえた要綱案をまた示しております。こちらの説明につきましては、また後ほどさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、以前に皆様に配付をしております第2回目までの会議録でございます。こちらにつきましては、全文の会議録ということで、全文録ということで内容をつくらせていただきました。全文録ですので、会議の内容につきましては、網羅されていると思いますので、既に配付をしておりますが、その内容でよろしければ、この後、ホームページのほうに掲載をする手続をさせていただきたいということで。

**【森口専任者】**

はい。訂正箇所等、テープを聞き直して違っていたところを書いてきました。

**【木村計画課長】**

そうしましたら、全文録でございますので、内容の変更ということではないですね。

**【森口専任者】**

でも、なければいけない文章が抜けていたとか、一応テープは聞きにくいと思いますので、同じ内容が書かれていたり、言葉が重なって聞こえないところは別として、きっちりわかっているところで抜けていたところや、名前が違っていたところがあったので、書き出しましたが、今、言いますか、お渡ししますか。

**【木村計画課長】**

では、いただきまして。

では、ごめんなさい。ちょっと内容をもう一度確認しないといけませんので、こちらのほうで一旦お預かりをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【森口専任者】**

はい。

**【木村計画課長】**

それでは、先に進めさせていただきます。

次第に沿いまして、各市のごみ処理の現状と課題からご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**【森口専任者】**

すいません。前回も2回目のときに、議題を配って、次回のときには、この要綱をまとめられますねという話で終わったと思うんですが、それを一番先の項目にさせていただきませんか。

**【木村計画課長】**

ごめんなさい。要綱につきましては、また後ほど、2番目のところでやりますので、ちょっと先に現状と課題を説明させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**【山崎専任者】**

なかなか要綱を先、決めないと、今まで何か2回ほどやりましたけども、結局意見は言っていて、で、答えはあるけども、何の結論も出ないで、結局単に進んでいるだけなんで、何も今、実際は何も進んでないんですけども、そういう状況だと、結局協議しても、意味がないとは言いませんけれども、それに近いのかもしれませんが、であれば、要綱をまずきちっと決めて、その中で、まずは、会長を決めるという話もありますので、そういったところから進めたらどうなんですかね。順番、議案はここに出ていますから、それが1

番になっても、2番になっても変わらないと思いますけれども、基本的なところはまず要綱から進めたほうがいいと思います。

**【片山事務局参事】**

要綱なんですけれども、今回いただいたご意見の中にも、要綱そのものが成立していないという意見も確かにいただきました。ただ、このような会を特定の方々に私どもがこういうふうに情報を提供させていただくということは、要綱が成立しておりませんと、成り立ちませんので、要綱自体、今回の要綱の相談、調整につきましては、改正ということとさせていただきますと思います。

ですから、時間もとっておりますので、まず、3市の状況から説明をさせていただきたいと思います。皆様方、いろいろご意見をいただきましたけれども、資料にもあると思いますけれども、やはりこちらの情報が十分にまだ伝わってないということもございますので、聞いてみたい、3市のそれぞれの考え方、私どもの考え方を聞いてみたいという意見もございましたので、今回は説明をしてから、要綱の改正のほうに議題を移したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

**【森口専任者】**

要綱を改正、要綱はもう制定しているの、改正ということになりますということはわかりましたが、その要綱を制定しているということも、私たちは納得してなくて、その改定を先にして、私たちがそこを納得してから進めてくれないと、何か説明会にきているみたいで、協議会じゃないと思うんですが。

**【邑上代表者】**

前回配っていたこの資料を、前回説明できなかったから、まず話したいと。

**【片山事務局参事】**

そうですね。

**【邑上代表者】**

今回、まず話したいと、どうしても話したいと。

**【片山事務局参事】**

はい。話させていただきます。

**【邑上代表者】**

施設見学会はどうかと思いますけど、まあ、今回話したいんですよね。

【片山事務局参事】

そうですね。

【邑上代表者】

どうしても話したいんですよね。

【片山事務局参事】

はい。

【邑上代表者】

まあ、いいじゃないですか、話、聞きます。

【森口専任者】

じゃあ、はい。

【片山事務局参事】

よろしく願いいたします。

【山崎専任者】

時間を決めてやってくれませんか。

【片山事務局参事】

はい

【山崎専任者】

3市のごみの現状を長々とね、最後までやっちゃうと、ですからこれは30分で終わる。

【木村計画課長】

そうですね。予定では、今の説明は3市分ございます。

【山崎専任者】

時間割はしっかりやってもらって。

【木村計画課長】

はい。質疑応答含めまして、45分間で予定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

【代表者等】

15分ずつ。

【木村計画課長】

はい。お願いいたします。

【細谷ごみ減量対策課長】

では、すいません。小平市のごみ減量対策課長の細谷と申します。

それでは、時間もありませんので、すいません。座ったままでご説明させていただきます。

では、お手元に配付してあります、小平市におけるごみ処理の現状と課題に基づき、説明させていただきます。

まず、1ページ、表面をごらんください。1、ごみ処理の現状、(1) 廃棄物処理量の過去5年の推移でございます。①といたしまして、1年当たりの全体量を表とグラフでお示ししております。ごみと資源を合わせた合計量では、平成20年度が5万5,101トン、平成21年度が5万3,324トン、平成22年度が5万2,495トン、平成23年度が5万2,876トン、平成24年度が5万2,122トンと推移しております。

次に、②といたしまして、市民1人1日当たりの原単位を表とグラフでお示しております。こちらのほう、ごみと資源物の総量を市民1人1日当たりにした廃棄物原単位では、平成20年度が824.3グラム/人日、平成21年度が797.1グラム/人日、平成22年度が784.0グラム/人日、平成23年度が782.2グラム/人日、平成24年度が770.6グラム/人日と推移しております。合計量では、平成23年度のみ前年より381トン増加しておりますが、市民一人当たりの原単位の推移を見ていただければわかりますように、市民1人1日当たりの量は、わずかですが減少しております。そのため、全体といたしましては、市民の方の協力をいただき、この5年につきましては、おおむね良好にごみの減量が行われてきたと認識しているところでございます。

次に、2ページ、3ページをお開きください。見開きになります。(2)、2ページなんですが、大きく2ページに分別収集の区分を表形式で、3ページにごみごとの処理の流れをフロー図でお示しております。まず、2ページの分別収集の区分ですが、小平市では、市民から出されるごみと資源物、廃棄物について、市域を東西2つの地域に分けて、それぞれ月曜日から金曜日まで燃えるごみを週2回、燃えないごみと各種の資源物を週1回、集積所から収集するステーション方式で収集しています。このほか、粗大ごみは申し込みに応じて随時収集するほか、牛乳紙パックや白色トレイにつきましては、拠点回収などを行っています。また、事業者から出される一般廃棄物は、収集運搬許可業者等による収集を基本としていますが、少量排出事業者の廃棄物については、家庭からの廃棄物と合わせて有料で収集しています。なお、特徴的なものとしては、生ごみを資源化するこ

とのできる食物資源と位置づけ、分別回収して資源化を行う食物資源循環モデル事業を実施しております。モデル事業ではございますが、生ごみの収集を行っており、こちらは平成26年4月現在で82グループ、659世帯の参加をいただいております、一月当たり約3.4トンの生ごみを収集しております。

次に、3ページの処理ルートですが、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみは、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行い、東京たま広域資源循環組合にて最終処分を行っております。有害性資源の電池、蛍光管、水銀体温計、拠点回収している牛乳パック、白色トレーは清掃事務所に選別等を行い、専門業者、資源化業者に引き渡しています。びん、缶、ペットボトル、金属類、プラスチック容器、古布、綿布団につきましては、リサイクルセンターにて中間処理を行い、資源化業者に引き渡しをしております。剪定枝につきましては、リサイクルセンターにてチップ化を行っております。紙類は、直接資源化業者に搬入し、資源化を行っております。食物資源循環モデル事業の食物資源生ごみにつきましては、直接堆肥化の業者に搬入し、資源化を行っております。優良粗大ごみにつきましては、リサイクルセンターに併設されているリプレこだいらに搬入され、必要な修繕を行った後に、再生家具等として販売をしております。

最後になります。4ページ、一番裏面ですね、ご覧ください。2番、今後の課題でございます。こちらは大きく5点挙げさせていただいております。こちらの課題は、この3月に策定いたしました小平市一般廃棄物処理基本計画における今後に向けた課題に対する重点施策と同一のものとなっております。

(1) 3Rの推進、適正処理に向けた意識向上、3Rや適正処理のため、特に循環型社会の形成に重要な2R（リデュース、リユース）に市民や事業者が取り組みやすい環境を整備し、情報を提供する必要があると認識しております。

(2) 生ごみの減量、食物資源の資源化推進、こちらは生ごみが燃えるごみの多くの割合を占めることや、燃えるごみに5.4%、年間推計で約1,600トンもの未利用食品が含まれていることから、発生の抑制と再生利用の推進により、一層の減量を進める必要があると認識しております。

(3) 容器包装プラスチックの資源化推進、現在、容器包装プラスチックのうち、軟質のものについては、資源化対象品目とすることができておらず、燃えるごみとしています。軟質のものも合わせた全量容器包装プラスチックについて、資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、資源化に取り組む必要があると認識しております。

(4) 適正な処理の維持向上に向けた処理体制の整備、計画期間内では、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の老朽化に伴う更新が大きな課題となるほか、小平市リサイクルセンターの老朽化等にも伴い、現在、衛生組合と構成3市で検討を進めている3市共同資源物処理施設の着実な整備と、3市共同資源物処理施設で取り扱わない資源化品目を中間処理するための施設整備が必要となると認識しております。

(5) 家庭ごみ有料化、戸別収集への移行、こちら、家庭ごみ有料化は、廃棄物の問題に対して市民一人一人に関心を持ってもらうことなどにより、ごみだけでなく、資源物も含めた廃棄物の総量を減量する効果が期待されます。多摩地域では、26市のうち21市で実施しており、家庭ごみの減量に効果を上げており、小平市においても、家庭ごみ有料化は、今後、市民に廃棄物に対する認識と理解を促し、さらなる減量を目指すに当たっては有効な施策の一つであると認識しています。

なお、小平では、平成13年度に廃棄物減量等審議会から、市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるとの主旨の答申を受けております。また、実施に当たっては、排出者の明確化が図られている戸別収集への移行をあわせて検討し、家庭ごみ有料化の実効性と効果を確保することは必要と考えております。

小平市では、課題の(3)、(4)にもあるとおり、全量容器包装プラスチック資源化が大きな課題となっており、3市共同資源物処理施設については、資源化を進めるために必要不可欠な施設であり、着実な整備が必要だと認識しているところでございます。

以上で簡単でございますが、説明を終らせていただきます。ありがとうございました。

**【木村計画課長】**

それでは、ただいまご説明をいたしました。ただいまのご説明の中でご質問ですとか、何かございましたら伺いいたしますが、いかがでしょうか。

では、ご発言の際には、会議録のこともございますので、お名前をお願いいたします。

**【山崎専任者】**

クロスフォート玉川上水の山崎と申します。

何点かお聞きしたいんですけども、小平市さんのほうで、軟質プラは資源化できてないよということですけども、実際に可燃物として出している量というのは、年間どのぐらいあるんですか。

で、小平市さんは資源化は公設でやっているという話ですよ。ですけども、実際はできない。今、できてないわけですよ。ということは、実際は破綻しちゃっているとい

うふうに考えていいですか。公設でやっているんだけど、できないから、もう燃やしちゃっているよということですね。小平市長は、リサイクルを優先でやるんだというような話はされていますけれども、実際にはされていないというのが現実ですよ。という考えでいいですか。とりあえずどのぐらい年間出しているのか、ちょっと教えてください。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

年間でいいますと、推計でしかないんですけども、軟質系のプラですね、ちょっとお待ちください。すいません。ちょっと正確な資料を今、持ってないですけども、前、推計したところだと、年間で約1,000トン近くにはなるとは思います。これはごみの組成分析のほうで、燃えるごみとか、燃えないごみに含まれている軟質系のものが混ざっている量から推計すると、大体それぐらいの量になるのではないかというふうに考えているところです。なので、その分が小平の場合は、今、説明しましたように、軟質系のものについては、リサイクルセンターの処理能力が足りないというのがあります。本来ですと、容器包装プラスチックにつきましても、全て資源化をしたいところなんですけれども、リサイクルセンター自体が、こちらも、もともと暫定という形でスタートしておりまして、もともとがびん、缶から始めまして、その後にプラスチックのほうで、容器包装リサイクル法が入ってきまして、リサイクルが始まったというのがありますので、そちらのほうもやるという形で、まずはペットという形で始めたところですので、今のところも、今の施設では拡張しないと、要はもう受け入れができない、限界のところまできているという形なので、資源化はしたいところなんですけど、施設がそちらを受け入れられないということで資源化をしてないというところがございます。

**【森口専任者】**

月1,000トンですか。1,000トンですか、推計。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

いや、年間です。月に1,000トンというすごい量になってしまいますので。

**【森口専任者】**

はいはい。年間1,000トン。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

大体なんですけれども、誤差とかはあると思いますが、大体組成分析の結果から、含まれている量から、今現状の量から推計をすると、大体それぐらいの量が、そちらの軟質系のものが燃えるごみにまざって燃やされているというような状況というふうに認識はして

おります。

**【山崎専任者】**

ちなみに、1,000トンというのは毎年同じなんですか。毎年同じぐらいの程度の1,000トンが出てくるということですか。というのは、昨年2月に、私、ちょっと情報公開請求をしまして、衛生組合のほうに。で、小平市さんがどのぐらい年間可燃ごみとして軟質プラを出しているんですかという情報公開請求をしたんですけども、そういった資料は存在しないって、小平市さんに聞いても存在しないという回答をいただいたんですよ。で、今、聞くと1,000トンだという話があると、ちょっと違うんじゃないのと思うんですよ。だったら、その時点でね、こういうふうな計算をすれば1,000トン有りますよという回答をいただければ、私も何となく納得できるんですけども、こういう時に質問して、約1,000トンだという、もう1年も過ぎた状態です。そういう回答いただけるというのはちょっと意外だった。1,000トンというのは正しいのかもわかんないですけども、ただ、こういう質問と実際に情報公開請求したものと差があるというかな、全くの無いよという、そんな情報無いよというのと、約1,000トンがあるんだよという話はちょっと違うんじゃないのかなと思うんですけどね。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

すいません。あくまで、公式な資料という話になりますと、それは存在はしないです。あくまで今、お話ししたのは、軟質系のプラスチックは、どれぐらい燃やしているかというのは、そういう資料というのはいないです、実際には。ただ、今、お話ししましたように、組成分析の結果から、燃えるごみの中に含まれている割合が、それは正式なデータとしてあるんですけど、それを仮に年間の燃えるごみの量の比率に掛けた場合には大体それぐらいの量になるだろうという、推計量になります。

**【山崎専任者】**

じゃあ、実際のところは？

**【細谷ごみ減量対策課長】**

実際のところはわかりません。ただ、その組成分析自体も、結局その組成分析するとき、集めたごみを分けているわけですから、それも正確なデータかといいますと、その中のごみの比率としては正確なんですけれども、日々出されるごみというのは変化をしておりますので、これも本当に正確なデータをとろうという形になりますと、かなり大がかりな調査をしないといけない形になりますので、あくまでこれも目安的な数字というふう

に考えております。

以上でございます。

**【坂本代表者】**

いいですか。すいません。グランドメゾンのウエストスクエアの坂本と申します。

今、おっしゃった年間1,000トンのプラごみの中には、容リ協会で言っている、もう燃やすしか方法はない、リサイクルは基本的にはできないというのと、汚れて燃やすしかないというようなのが含めて1,000トンだと思うんですけども、そうなんですか。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

組成分析上は、こちらのほうは汚れていない資源化が可能であろうというものの比率になります。ですので、容器包装プラスチックの対象になるプラスチックだけでも、汚れていて、これはならないだろうというものは別に計算というんですか、集計をしております。

**【坂本代表者】**

それは可燃ごみとして。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

はい。可燃ごみの中のその組成分析の中の一つの Kategorie というんですかね、として、要は汚れていて資源化ができないものというもので集計をしております。

**【坂本代表者】**

資源化できるということでは、一概に言って、容器包装プラスチックでいう組成分析した結果、その2割ぐらいは、要するに資源化できないとはっきりうたっておりますですよ。ですから、そこも含めて、要するに焼却しているのか、それとも、それはもう資源化できないものをごっちゃにして、要するに、プラスチックについては、その1,000トンあるのかというのは知りたいんですけどね。組成分析の内容としては、ちゃんと分析、分析に基づいて分けて、それが1,000トンあるということですか。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

比率からいくと、そういう形になります。はい。

**【坂本代表者】**

わかりました。

**【片山事務局参事】**

ごみ質の話が今、出ましたので、ごみ処理場の人間として申し上げますけど、7万トン

ぐらい年間燃やしているんですね。その間、代表する資料として数百キロサンプルとして採って、その中にどのくらい入っているかというのを正確に、そこは正確に分析をされているということです。ですから、それを7万トン正確に代表しているかという、なかなか難しい面もあります。ただ、そういう方法しか調べられないということが一つあります。

もう一つ難しいのは、容器包装プラスチックとしてリサイクルできるんですが、汚れのとれないものはもちろんリサイクルできませんし、市民の方が分別していただけるかどうかということも、その1,000トンが800トンになったり、1,200トンになったりというところがあります。ですから、公式の資料は多分、今、課長がおっしゃったとおりの。ただ、感覚として、このぐらいの量が含まれていれば、1,000トンぐらいになるだろうと、そういう発言だったと思いますので、その辺でご理解をしていただきたいと思います。

**【森口専任者】**

7万トンというのは、3市のごみが年間で7万トンじゃなくて、小平のごみが7万トン。

**【片山事務局参事】**

3市です。

**【森口専任者】**

3市ので7万トン。で、サンプルで……。

**【片山事務局参事】**

中間処理場の立場で話していますので、すいません。

**【森口専任者】**

はい。それで、じゃあ、そのサンプルの中からは、今、1,000トンということだったんですけど、そのサンプルも、3市のサンプルなので、小平さんのだけが1,000トンになるということでもないんですね。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

すいません。ちょっと混同されていると思うんですが、今、私が言った組成分析のほうは、直近で昨年度になるんですが、ご存じのとおり、小平市のほうは、一般廃棄物処理基本計画のほうを策定しておりますので、その計画用に、かなり量を、小平市分だけです。小平市分だけのごみを集めて、要するに、燃えるごみ、燃えないごみを集めて、その中でどういうものが入っているかというのを、組成を分析した結果の割合の話になります。

**【森口専任者】**

わかりました。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

で、今、片山参事のほうの話したもののというのは、衛生組合のほうでも、1年に1回組成分析をやっていますから、そちらのベースでの話ということになりますので。

**【森口専任者】**

はい、わかりました。

**【片山事務局参事】**

すいません。混乱させるような話をしてしまいまして、今、資料にも、かがみにありますように、24年度で3万3,000ですか、そのうちのサンプリングをされてということでございます。

それと、私のほうから一つ、どうしてもごみ長くやっておりますので、専門的な言葉が多いというご指摘も受けておりますので、ここで一つ、資料にしっかり書いてあるんですが、排出物原単位、処理ごみ量原単位という言葉、私ども、使いますので、ぜひ覚えていただきたいと思います。

排出物原単位については、ごみと資源の総量ですね。これを比較するために、1人が大体1日当たりこのくらいですよというのを計算しています。人口が多い市はごみが多いわけで、当然多いわけですね。それを比較するために、市民一人当たりどのくらい出しているのか。ここ24年度を見ますと770.6グラム、大体このくらい出している。これの一人当たり365倍のごみが来ているということです。それから、処理ごみ量原単位というのが、私どもに來ている量ですよ、課長。衛生組合に搬入している量ですね。はい。

ですから、770.6と594.6の差がリサイクルをしているということになります。容器包装プラスチックがさらにリサイクルが進めば、この594.6、衛生組合に入ってくる量が少なくなる、資源化が進むという理解でお願いしたいと思います。

**【松本ごみ対策課長】**

では、すいません。東大和市です。よろしくお願いたします。座ったままで、すいません。失礼します。時間の関係。

**【邑上代表者】**

今の、質問を少し、言葉の質問をしたいんです。ちょっと。

原単位は一応こちらに書いてあるので結構です。軟質。軟質って何をいつているのかな

というのを簡単に教えていただきたい。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

一番わかりやすい表現させていただきますと、小平で市民の方に分別の説明するときには、手で握りつぶせるもの、くしゃつとできるものを一応軟質系のものということで、それにつきましては、小平市では、まだちょっと資源化ができてないので、要は、プラマークがよく、要はお菓子の袋とかありますよね。あれにもプラマークというのがついているんですが、あれは実際にプラマークがついているということは、容器包装リサイクルの資源化の対象なんですけれども、なので、普通はプラスチック、容器包装プラスチックのほうに分別してもらえばいいんですが、小平の場合、それを入れてしまうと、さっきも申しましたように、処理施設の方が限界を迎えておりますので、それまで処理が回らないという形なので、手でぐしゃつとできるような、つぶせるような柔らかいものにつきましては、燃えるごみという形で分別をしてくださいということで市民の皆さんにお願いしているところです。

**【松本ごみ対策課長】**

よろしいでしょうか。すいません。じゃあ、座ったままで失礼いたします。東大和市です。

資料、すいません。表面になります。1番で、ごみ処理の現状というところで、平成20年度から24年度の5年間の廃棄物量の推移ということで、グラフの右側に凡例という形で記載させていただいています。ちょっとカラーでないので、見にくいかもしれませんが、そのとおりの順番になっておりまして、一番下のところが資源物ということで、缶、びん、ペットボトル、それと紙類、布類を合わせた総量になります。平成20年度がトン数で表現をしますと、4,230トン、およそ量になります。それが5年たったところの平成24年度でおよそ4,815トンというふうになっております。次の可燃ごみ、こちらにつきましては、1万6,511トン、5年後に1万6,128トンになっております。次の不燃ごみ、こちらにつきましては、3,571トン、これが5年後24年度につきましては、965トンになっております。大きく減っている原因につきましては、平成21年度から容器包装プラスチックの分別収集を全市拡大したということで、あわせてその際に一部排出方法、取り扱いを変えたことで、不燃ごみにつきましてはかなり量が減っているというところでございます。一番上の粗大ごみになります。平成20年度470トン、これが5年後で235トンというふうになっております。

次の2番目です。分別収集の区分ということで7つほど上から記載させていただいております。上から可燃ごみ、不燃ごみ、一つ飛びまして、粗大ごみ、こちらについては、最終的には、こちらのほうの小平・村山・大和衛生組合のほうへ搬入をして、中間処理後、日の出町への最終処分というふうになっております。それと、上から3番目の有害ごみ、こちらにつきましては、具体的には蛍光灯、乾電池等ということになるわけですが、これについては、収集後、一時暫定リサイクル施設で保管を行った後に搬出ということで資源化を図っております。下から3番目の紙と布、それと、一番下の容器包装プラスチック、こちらについては、それぞれ収集後、委託先への搬入というふうになっています。いずれも、所在地につきましては武蔵村山市内というふうになっております。下から2番目、缶、びん、ペットボトル、こちらにつきましては、収集後、市内暫定リサイクル施設で中間処理を行いまして、指定法人へ引き渡すという形をとっております。

すいません。裏面なんです、課題という点なんです、うちの市、すいません。今回この場が3市共同資源化事業ということもありますので、資源物処理に特化したところで記載をさせていただいております。現在の場所が、処理能力5トン未満というちょっと制約を私どもは受けておりますので、処理品目の追加、処理量の増というのがなかなか今の施設ではそれに耐えられないというふうになっております。それと、あと、ご存じのような状態ですので、かなり施設の老朽化も問題として抱えておりまして、小学校の4年生なんか、特に社会科の授業でごみのことを学ぶわけなんです、なかなか施設見学の見学ができていないというところが現状でございます。

以上です。

**【木村計画課長】**

それでは、ただいまのところ何かご質問等ございますでしょうか。はい。

**【山崎専任者】**

クロスフォート玉川上水の山崎です。

東大和市は、今年の10月から家庭系廃棄物の有料化の導入予定だと思うんですけども、もしこれが予定どおり導入されて、1年間有料化の実績を積んだ場合に、今、二ツ塚に搬入している量が、ごみゼロプランだと8パーセントぐらいですかね、の予定を立てているみたいですが、その8パーセントをもし達成、減量できた場合に、二ツ塚のほうでは受け入れ量の基準というのがありますね。今、実際、ペナルティーを払っていると思うんですけども、それが解消できるのかどうかを教えてください。もしできない

んだったら、実際には何パーセント減量すれば、ペナルティーを払わなくてよくなるのか。

それと、もう1点、あ、とりあえずそこまで。

**【松本ごみ対策課長】**

最終処分場の関係にまでいったことだと思うんですが、有料化で当面、インセンティブが働きますので、ごみの量が減るということになるわけですが、今、ご質問者がおっしゃったように、ごみゼロプラン上の8パーセントというところは、すいません、ちょっと甘く作成しております。ただ、その8パーセントという、今のお話の中で、8パーセント焼却灰が減ったとしても解消されません。ですから、さらに減らさないとだめとなっている。じゃあ、どのくらい減らせばいいというのが、ごめんなさい。資料を持ってきてなかったもので、次回お話をさせていただければと思いますので、勘弁していただきたいと思います。申しわけありません。

**【森口専任者】**

はい。森口です。

今のごみの目標が有料化後も達成できないということですが、達成できる予定ではないということですが……。

**【松本ごみ対策課長】**

ごめんなさい。達成できないのは、この前の年度につくった計画が8パーセント減となっているものですから、それを比較すると、ちょっとクリアができないという話であって、この今年10月から始める有料化というところをいま一度精査すれば、当然さきにつくった計画の8パーセントというのはもう少し下げ幅のリスクが大きくなりますので、そこは、すいません。精査しないとわからないということです。

**【森口専任者】**

精査しないとわからない。じゃあ、その二ツ塚に運ぶ分ですが、今、東大和市は、村山市でリサイクルできるものは資源化していますね。それをこちらの燃しているものないので、燃していないので、その今、8パーセント達成するという中にプラスチックは含まれてないということですか。

**【松本ごみ対策課長】**

基本的にうちの市の場合は、汚れたプラだけが可燃というのが現状です。

**【森口専任者】**

それはもう、今、その8パーセントとか、有料化したからといって入るものではないで

すね。

【松本ごみ対策課長】

そこはちょっとあまり大きくは変動はないのかなとは思っています。

【森口専任者】

はい。

【松本ごみ対策課長】

はい。すいません。

【佐野廃棄物・下水道担当部長】

それでは、続きまして、武蔵村山市のごみ処理の現状と課題につきまして、ご説明をさせていただきます。座ったまま失礼いたします。

まず、当市の過去5年間の廃棄物処理量の推移について説明をさせていただきます。①の表は、当市の平成20年度から24年度までの5年間の廃棄物処理量の推移を表であらわしたものでございます。この表には、集団資源回収等の量は含めておりません。平成20年度が廃棄物処理量は2万862トン、21年度が2万274トン、22年度が2万386トン、23年度が2万440トン、24年度は2万1,282トンとなっております。可燃ごみとか、資源ごみ等の内訳につきましては、表のとおりとなっております。また、総ごみ量原単位、これは一人1日当たりのごみの排出量のこととさせていただきますけれども、平成23年度までは減少傾向にございましたが、平成24年度において増加、プラスになってしまい、更なるごみの減量が求められている現状でございます。

②のグラフは、5年間の廃棄物量の推移をグラフにしたもので、③のグラフにつきましては、1人1日当たりのごみ排出量の推移をグラフにしたものでございます。

次に、廃棄物処理の流れについてご説明いたします。資料の2枚目をお願いいたします。ごみの種類は、大きく分けまして、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及び粗大ごみに分けられておまして、このうち、可燃ごみと不燃ごみにつきましては、集積所から収集後、小平・村山・大和衛生組合に搬入されております。搬入されました可燃ごみにつきましては、焼却処理をされ、焼却灰となり、不燃ごみにつきましては、破碎処理をされ、破碎不燃物となります。この焼却灰と破碎不燃物につきましては、日の出にございます東京都の広域資源循環組合の二ツ塚処分場に運ばれ、処理をされています。

次に、資源物でございますが、回収いたしましたものは、武蔵村山市清掃事業協同組合に搬入しております。資源物として回収しております品目は、金属類、容器包装プラスチック

ック、ペットボトル、びん、有害物、紙類、布類、靴、かばん、ベルト、ぬいぐるみ、剪定枝で、これらのうち、金属類、容器包装プラスチック、ペットボトル、びん、有害物は、武蔵村山市資源リサイクルセンターに搬入しております。搬入されました資源物は、選別作業、それから、プレス作業が行われておりまして、選別、それぞれの資源物を資源化業者に売却をしております。それぞれの資源物ですが、スチール缶は売却いたしまして、製鋼原料等となっております。アルミにつきましては、アルミ缶ですとか、機械部品等の材料、容器包装プラスチックは、商品化を委託し、資源化しております。ペットボトルは再生ペットボトルをベースにしておりまして、文房具ですとか、ペットボトル等の材料として使っております。また、びんにつきましては、リターナルびん、生びんと割れたカレットと分けておりまして、生びんにつきましては、洗浄処理をされ、繰り返し使われております。カレットにつきましては、びんの原料ですとか、グラスウールの材料となっております。乾電池と蛍光灯につきましては、選別したものを水銀とか、金属等に分けてリサイクルをしております。また、紙類につきましては、新聞、段ボール等、製紙メーカー等に売却しております。古着、靴等は回収をしております。また、剪定枝につきましては、チップ化をいたしまして、屋上緑化等に利用をしているところでございます。

それから、資源物ですけれども、乾電池、牛乳パック、発泡トレイ、ペットボトル等につきましては、集積所からだけではなく、市内各所に設置いたしました拠点回収箱により回収を行っております。また、本年1月からは、小型電子機器のうち、18品目につきまして拠点回収を行っております。

次に、粗大ごみでございますが、鉄製の粗大ごみは、武蔵村山市清掃事業協同組合で選別を行い、スチール缶と同様に売却をしております。それ以外の粗大ごみにつきましては、小平・村山・大和衛生組合に搬入いたしまして、破碎、焼却処理等を行っております。

以上が武蔵村山市の廃棄物処理の流れでございます。

最後に、武蔵村山市の廃棄物処理における課題でございますが、ごみの排出量につきましては、最初に説明をさせていただきましたけれども、1人1日当たりのごみ排出量が、平成23年度までは減少傾向にございましたが、24年度につきましては、増加となりまして、多摩地域で26市中24番目に多い数量となっております。この原因なんですけれども、村山団地へ移転等の引っ越しの際のごみですとか、事業系のごみの増加等が考えられております。これから、これらの状況を踏まえまして、市民、事業者に対し、3Rの意識の向上等をさらに提起していく必要があると考えております。また、生ごみの減量につ

きましてですね、本年度生ごみの堆肥量を抑えることができますHDMシステムということで、生ごみ堆肥化のモデル事業を実施する予定となっております。

また、最終処分場の負担金ですが、現在、焼却灰は全てエコセメントの原料として再生利用をしております。このエコセメント化事業は、最終処分量の削減に大きく寄与しておりますが、過大な費用を要しております。さらに、当市の負担金につきましては、焼却灰の搬入の実績量は、減容化計画に定められました搬入配分量を上回る超過金をかけられているところをごさいますて、発生の抑制、資源化の推進、中間処理等の最終処分に至るまで、それぞれの段階での取り組みが必要となっております。

また、家庭ごみの有料化ですが、先進実施団体の事例等では、家庭ごみの有料化を実施することで、一般廃棄物の排出抑制ですとか、堆肥利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、住民の意識の改革などが見込まれております。本市も最終処分場の負担金の課題を抱えておまして、ごみ排出量の抑制が大きく求められております。また、今後は、当市につきましても、家庭ごみの有料化について検討していく必要があると考えているところでございます。

最後に、当市では、現在、資源ごみ選別処理を民間委託により行っておりますけれども、これは資源買取り価格の影響を受けやすく、委託単価の増減はもとより、また、場合によっては処理委託契約はできない事態も予想がされるということから、資源化施設を3市共同設置することによりまして、民間需要への影響を受けにくくなるとともに、安定した処理が可能となると考えております。

以上が武蔵村山市におけるごみ処理の現状と課題、よろしく願いいたします。

【木村計画課長】

それでは、はい。

【田中代表者】

栄三丁目の田中と申します。

今、この資料を3つ見させていただいたんですが、全てのこの3市とも平成24年度までなんですよ。ごみの本当に緊急を要することをやっているわけですから、せめて25年度、要するに、去年も、今、今月4月、民間の会社だったらば、去年のデータ、全部出ています。是非こういう緊急を要する、あるいは事の重要性というのを本当に理解できているのであれば、最新のデータで話し合うということが絶対に必要になると思うんです。そういう意味で、この3市の出てきたデータ、残念ながら24年、一昨年ですよ。だか

ら、少なくとも去年の最新のデータ、例えばこの3月にはどういう現況だったのか、そういった話もぜひ衛生組合のほうから出していただければと思います。

もちろんこれはいろんな事情があって、全部細かいデータを出せとは言いません。せめて現状がこうなんだから、あるいは今、車の台数でもそうです。今度、ごみの処理場があそこにできれば、1日おそらく100台以上の車が入り出しますよね。そうしたときに、例えば現状だと、ちょっと話がずれちゃうかもしれないんですけど、ここに今日小平の衛生組合に今、きていますけれども、ここから桜が丘まではわずか5分ですよ。ここに、例えば陸橋を立てるとか、線路をくぐらせるとかいう計画を立てれば、イトーヨーカドーだとか、今度新しいパチンコ屋だとか、避けてそこへ入れます。そのような計画も本当に必要だと思うんですね。ぜひ新しい事業ですから、もちろん反対の意見もたくさんあります。また、私たちもそうです。私の家の隣にできるということになれば、多分私も反対します。でも、ごみというのは絶対家から出ていくものです。ですから、誰かがその責任はとらなきゃいけないというのは重々わかるんですけども、ぜひ緊急の、本当に一番近くのデータで話をしていただければと思うんです。

それから、誰が聞いても納得できる話ということになるかと思うんです。ですから、ぜひそういう意味で、このデータ、ちょっと古い、24年ということになると、これだけそろって、残念だなと思います。ですから、ぜひ次からは、先ほどの小平の方も言っていましたけど、推定量ですよ、1,000トンという。推定量でそういう話で十分なんです。あるいは車にしたって、実際やってみなきゃ、100台になるのか、150台になるのかわかりません。ですから、ぜひ、近々のそういうデータを私たち一人一人に配付していただいて、それで、あ、これだったらいいよ、あるいはこれじゃあ困るよ、という話が進められるようにぜひ考えてみていただきたいと、そういうふうに思いました。

**【木村計画課長】**

はい、ありがとうございました。ご意見としてお伺いしておきます。ありがとうございました。

そのほか、ご質問ございますでしょうか。はい。

**【森口専任者】**

教えていただきたいことが何点か。

排出物と処理ごみ量というのがあるんですが、処理ごみ量というのは、ここで焼却場に持ち込まれた量と考えていいんですか。小平市の表を見ると、排出物とごみ処理量という

のがあるんですが、ごみ処理量というのは、衛生組合に持ち込まれたものがごみ処理量、排出物というのは、衛生組合に持ち込まれていないリサイクルのものも含めて総排出量でよろしいですか。あ、いいですか。合ってますか。

【細谷ごみ減量対策課長】

基本的な考え方なんですけど、小平でいいますと、排出物原単位というのが、総ごみという考え方ですので、要は、ごみと資源と合わせた家庭から出る全てのごみというんですかね、というものという考え方です。

【森口専任者】

はい。

【細谷ごみ減量対策課長】

で、小平の言うごみ処理量、武蔵村山市で言う収集ごみ量というのは、収集した分だけという考え方なので、考え方としては資源物を除いたものになりますので。

【森口専任者】

それはここに持ち込まれるごみとイコールではないんですか。

【細谷ごみ減量対策課長】

イコールです。

【森口専任者】

イコールですか、あ、わかりました。はい。

それと、この間から二ツ塚の埋め立て地が少ないので、なるべく資源化をしようと、そういう話だったんですが、今、焼却灰については全部エコセメントになっているということです。燃したものに、焼却したものについては、二ツ塚の埋め立て地が減るようなことにはなっていないわけですね。ただ、課金というんでしょうか、違反金、多い量を排出すると違反金ですか、が高いということでしょうか。

【細谷ごみ減量対策課長】

一応、貢献金と超過金という名目、ちょっと私のほうも、今、資料に基づいて話してないので、あれなんですけど、簡単にいいますと、減容計画という形のものがありまして、要は、広域のほうに不燃物、埋め立てるものとか、焼却灰にしてもそうなんですけれども、焼却灰につきましては、エコセメント施設のほうで全てエコセメント化しているので、資源化をしているんですが、やはり総規制、リデュース、要は発生抑制ということで、なるべくごみを持ち込まないようにしましょうという考え方がありますので、広域のほうで減

容計画という形のを立てております。その減容計画に基づいて、各年度ごとに各市に対して配当、要は、あなたの市はこれぐらいの焼却灰を入れなさい。あなたの市については、埋め立てる量についてはこれぐらいにしてくださいねというのが示されてるんですね。それを下回った場合にはよくやりましたねということで、褒美と言おうか、貢献金は出す。逆にそれよりも、要は計画の配当よりも上回った場合については、ちょっとね、頑張っていないねということで、お金を課すという形のシステムになっております。

**【森口専任者】**

わかりました。ただ、今までの説明だと、いかにもここで燃やしたものの灰を埋め立てているので、埋め立て地がなくなってしまうよというための説明に聞こえたんですが、一応焼却灰がエコセメント化されているということを知っていて、ちょっと安心いたしました。

それと、もし資源物施設が出来たとして、出来たと仮定して、今、できたと仮定して、今現状ここに持ち込まれているごみが減る量は、小平の1,000トンだけということになっていますか。ほかのところのごみは今の現状であれば、民間委託しているのを入れて、皆さん資源化は進んでいるわけですから、もし今、この衛生組合に持ち込まれているごみが資源物施設を建てることでどのくらい減るかということを知りたいんですが、それは小平のね、1,000トンだけで合っていますか。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

端的にいいますと、今、資源化、小平の場合、ちょっと軟質等してないという形になりますので、その量は増えます。ただ、あと、各市でも戸別収集とか、有料化をやった場合には、その分の減量効果というの見込めますし、あと、小平の場合は、今、プラスチック全部やってないというのがありますので、それをやる際には、結局分別変更も行います。そうしますと、やっぱり市民の方の意識というのが向上いたしますので、その分別変更をやることによる減量効果というの見込まれると思います。

**【森口専任者】**

1,000トン以上にはなるということですね。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

はい。それ以上にはなります、なると思います。

**【森口専任者】**

でも、今の現状でそういうものは入れなければ1,000トンということですね。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

端的にいいますと、今、数字上というか、その1,000トンというのも、先ほど申しましたように、あくまで推定ですので、その量が確実に、要は資源化のほうにいくかといいますと、なかなかそうはやっぱりいかないと思いますね。というのは、やはり皆さんもそうだと思うんですが、分別やってくださいって言って、きちんと分別どおりに出しているかどうかという問題があります。そうしますと、その燃えるごみの中に資源化ができるものが混ざっていたとしても、それをきちんと分けてもらわないと資源にはなりませんので、その部分が100%、じゃあ、分別がうまくいくかというのと、そこは無理だと思うんですね。なので、最大マックスで、逆に言うと、今、小平の場合は燃やしている軟質系のプラスチックがマックスでいうと、推計でいうと1,000トンが、要は資源のほうに回る可能性はあるというような話になります。

**【森口専任者】**

それと、あと、3市、小平は資源化……。

**【木村計画課長】**

すいません。そろそろ次の議題にいきたいなと思うんですが、いかがですか。

**【森口専任者】**

次の時でもいいので、東大和と武蔵村山市は、容器包装プラスチックを資源物、どこまで、選別手分けしたときに、燃している分と次の工程に回っている分と、最後、最終的に製品化されているものがどのぐらいの率になっているか、この次に教えていただきたいと思います。

**【松本ごみ対策課長】**

基本的に今のご質問なんですけれど、手選別かけたときの異物という形で、容リ協会に渡せないもの、で、大体これがうちの市で5パーセントぐらいあります。5パーセントぐらい出せてなくて、それについては、こちらの衛生組合のほうに持ってきて焼却という形になっています。それで、容リ協会のほうの指定法人ルートで渡したものについては、それはもう総体で処理をされています。それで、それについては、ホームページ上でも容リ協会のほうに載っていると思いますので、基本的には、ただ、割合としては材料リサイクルが低い。結果としては、そういうふうな形の数字のほうは出ておりますので、もしできれば、そちらを参考にさせていただければと思います。

【森口専任者】

形にならないで、そちらのほうで資源として燃されているものもあるということですね。

【東大和市ごみ対策課長】

形にならないでというか、要するに、固形燃料化を製品としてつくっている場合が多いみたいにはなっていますよね。

【森口専任者】

わかりました。はい。

【木村計画課長】

それでは……。

【邑上代表者】

ちょっとすいません。言葉をちょっと質問。すいません。今、容リ協会、わかんないじゃないですか。ただ、見たら、多分容器包装リサイクル協会、とかなんで。

【片山事務局参事】

そうです。

【邑上代表者】

なので、なるべく専門的な言葉を使うのはやめていただきたいんですけど。で、それは協会の名前って。

で、原単位のところ、ちょっとさっき説明が微妙だったのと、書き方がちょっと微妙に違うので、統一した資料じゃないと、完全に比較できないので、もう一回再確認をしたいんですけど、小平さんのほうで、排出物原単位は全部のごみの量ですよ、をもとにですね。で、武蔵村山さんの総ごみ量というのが同じと思っていいですか、名前が違う。

【細谷ごみ減量対策課長】

私が答えていいのかわかりませんが、すいません。ちょっと武蔵村山市さんのほうの注を見ていただくとわかるんですが、こちら、集団回収分を除くという形になっておりますので、その分で見ますと、小平市の総ごみ量の中には、集団回収分が入っておりますので、その部分は相違する形にはなりません。

【邑上代表者】

これは同じ条件でまた絵を出すということは可能なんですか。東大和は。

【松本ごみ対策課長】

うちは含んでいます。

【邑上代表者】

あと、それとですね、原単位の割っているもの、人口と年度内日数って書いてあるんですけど、年度内日数というのは何になりますか。

【細谷ごみ減量対策課長】

年度内日数というのは、その年の総日数になりますので、365日で、あとはうるう年の場合ですと366になると思います。

【邑上代表者】

稼働している日とかではない。

【細谷ごみ減量対策課長】

ではないです。あくまで1人1日当たりの量に換算をするものになりますので、はい。

【邑上代表者】

で、人口というのは、年齢とかも含めて関係なく、人口、人口はどういうふうに、どういう基準なんでしょうか。

【細谷ごみ減量対策課長】

人口は住民基本台帳上の人口になります。

【邑上代表者】

あるときのどこかの人数。

【細谷ごみ減量対策課長】

時点です。はい。10月1日現在です。

【邑上代表者】

あ、はい。どこかに書いてあるといいですね。

グラフもそうなんですけれども、できれば、同じフォーマットであると、または一つの表とか、グラフでないと、比較がちょっとできないなと思って、例えばこの棒グラフを省略している形はちょっとまずいと思うので、見直していただきたいなと思います。

じゃあ、それで、なるべく同じ、比較できるもので出していただいたほうがいいかな、理解が、条件が違うと比較できない。

【片山事務局参事】

わかりました。はい。

【光橋専任者】

あ、すみません。私もちょっと、この表について。

これ、見させていただいて、グラフで20年度からずっと24年度まで3市とも出さ  
れていて、見る限り、武蔵村山市以外は順調に減っている感じ、で、武蔵村山が24年度  
に増えている理由が、村山団地移転の際の引っ越しを理由に挙げられていますので、これ  
も一時的なものと考えて、25年度以降はまた下がっていくんじゃないのかなと思われま  
す。で、今回の廃プラ施設を建てる理由としては、廃プラ施設、今、使われている現状が  
もういっぱいいっぱいパンパンなので、建てかえなきゃいけないというご説明で理解し  
ていたんですけども、減っているんだから、パンパンも解消されていくんじゃないのか  
なと思っているんですが、この理解は間違えているんでしょうか。そういう意味じゃない。  
建てかえの理由としては、別にいっぱいだから、処理能力が限界にきているから、建てか  
えるというわけじゃないということですか。

【松本ごみ対策課長】

すいません。そこが若干各市ちょっと微妙に違うと思うんですね。東大和の場合は、処  
理能力上1日当たりの処理能力5トン未満になってしまうんですね。ですから、5トン  
1日当たり超えることができないので、桜が丘で容器包装プラスチックが今、処理ができ  
ないという課題を抱えているので、民間委託を選択せざるを得ないのが現状なんですね。

【光橋専任者】

それは東大和市が。

【松本ごみ対策課長】

東大和。

【光橋専任者】

はい。

【松本ごみ対策課長】

で、先ほど小平市さんのほうで話があったのは、現在の小平市さんのリサイクルセンタ  
ー、そこでは現状では処理能力上いっぱいだという事ですよ。

【光橋専任者】

でも、減っていますよね。

【松本ごみ対策課長】

全体は減っていると思います。ただ、全体減っていますけど、小平市さんも今のリサイ  
クルセンターに全ての容器包装プラスチックを処理しようというのは、それはそこま  
で処理能力は持ってないということになっています、幾ら減ったとしても。

【光橋専任者】

あ、今、燃やしちゃっている分があると、その分のこと。

【松本ごみ対策課長】

そうです。先ほど推計値で1,000トンみたいなものを、今の小平のリサイクルセンターでは受け入れられないという意味でいっぱいだというところだと思うんですね。

【光橋専任者】

既にもう能力は超えている状態だから、早く建てかえたいという。

【松本ごみ対策課長】

そうですね。ですから、小平市さんは、容器包装プラスチックを全品目リサイクルすることが今、できないので、こちらで焼却しているという、そんな状況です。

【細谷ごみ減量対策課長】

そのとおりなんですけれども、基本的に今のリサイクルセンターで現状の入ってくる量を処理するのでもういっぱいということなんですね。

【光橋専任者】

それはもう平成20年度からそうだということですね。

【細谷ごみ減量対策課長】

はい。もう随分前からぎりぎりのところで今やっているような状況という形でご理解いただければ。あと、実は小平のリサイクルセンター自体は老朽化をやはりしております。なので、そちらのほうの部分というのも、対応しなきゃいけないので、それに代替するものということで、今、皆さんのほうにお話をしている3市共同のほうでプラスチックとペットボトルについては共同処理をするということで、小平のほうはそれを行いたいということで、今、ご説明させていただいているというふうにご理解いただければと思います。

【森口専任者】

はい。いいですか。森口です。

3市共同資源化施設で取り扱わない資源化品目を中間処理するための施設整備が必要となるわけですよね、また、小平市さんのほうは、で、それは今、こちらのほうはプラスチックじゃないものでどうですかという話があったときに、なぜプラスチックはここに来て、ほかの、同じこの中だと、中間処理する施設整備が小平市さんとしてはまた必要なわけですから、プラスチックじゃないものをこちらへ持ってくるということはできなかったんですか。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

すいません。小平が、申しわけないんですが、すいません、2品目にしたわけではございませんので、その言い方はちょっと違うと思うんですね。

**【森口専任者】**

はい。じゃあ。

**【細谷ごみ減量対策課長】**

あくまで4団体の中で共同処理を、4団体というより、3市と衛生組合の4団体で、3市共同資源化事業というのは行っております。その中であそこの今の想定地と言おうか、東大和のところで行きましょうというものが、当初は、ご存じのとおり、6品目でやるというところを2品目にしたというのも、そういう経過があつて、最終的に2品目にしておりますので。

**【森口専任者】**

最初はプラスチックを除くほかの品目ということで、東大和から提示されたと存じ上げております。それを小平のほうで、それじゃあ、受け入れられないと聞いていますが、そのときにプラだけ、どのみち、建て直すというか、その6品目、2品目以外の品目について、また、小平市さんのほうでも中間処理施設が必要になるのであれば、ここにプラスチックじゃなくてもいいんじゃないかという、プラスチックはこれから減らしていくべきもので、例えばペットボトルなんかは、店頭回収にもなりますし、減っていくものに対して施設をつくってしまうのはどうかと思うんですが、プラじゃなきゃいけなかったのが、今は小平市がプラのものを建ててくれと言ったのではないと、4団体でそのように決めたということでもいいですか。

**【松本ごみ対策課長】**

すいません。事務局のほうから、今、ちょっと伝言が私に入ったのでしゃべっちゃうんですけど、今日の時間の関係もございまして、できれば、次の議題をやりたいというのがあります。それで、森口さん以外にも、まだほかにも皆さん、この件について、ご意見とか、ご質問あると思うんですね。ですから、できれば、ご質問、ご意見含めて、組合でもいいですし、私ども3市の職場のほうでも構いませんので、メールとか、ファクスとか、そういうものでいただければ、またそれをまとめて皆さんにお返しするということで。

**【森口専任者】**

都合の悪いことは他の方に知られたくないというんじゃ困るんです。今まではあったこ

とを皆さんに知ってもらうためにここで話ししているんです。

【松本ごみ対策課長】

ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。

【森口専任者】

今日はやめておきますけど、次の議題へいってくださって結構ですけど、この次のとき、またやらせていただきます。

【山崎専任者】

次回に継続したらどうですか。この協議、いろいろ言い分、いろいろ意見出ているんですから。

【森口専任者】

いや、今日、でも、大事なんでしょう。

【山崎専任者】

次回、次回に継続協議という形にすればいいんじゃないですか。

【片山事務局参事】

いろんな質問があると思うんですね。今、申し上げましたように、時間の関係もございまして、まさにこういう今、ご質問いただいた内容は、この協議会の、まさに私どもでも説明したい内容でもございますので、継続してその回ごとに質問していただければ、答えられる範囲内で答えていきますし、また、今、松本課長も言いましたとおり、電話でも結構ですし、ファックスでもいただければ、次回の会議に資料として整えてお出ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【木村計画課長】

それでは、次に進めさせていただきたいと思えます。時間のほうが迫ってまいりましたので。

まず、ご説明からさせていただきたいと思えます。お手元に資料をお配りさせていただいております。協議会の運営についてに移らせていただきます。

施設整備地域連絡協議会設置要綱の一部改正案に対する意見一覧というもので、皆様にお配りをさせていただいております。前回の会議でご提案をいただいたものを踏まえまして、こちらで案を作成して、これに対する意見を皆様からいただいたものでございます。12名の方から27件のご意見をいただきました。修正ですとか、追加のご意見、19件ございました。こちらから提案した改正案に賛成という意見が1件、特にありませんが4

件、特に問題がないが1件、その他が2件あったところでございます。

内容でございます。①からでございますが、ちょっとお時間の関係もありますので、少し早目にお話をしたいと思っております。前回は議論となりましたけれども、施設建設の前提をするということと、それから、施設建設の是非という部分で大きく分かれたところがございます。こちらの対応としましては、施設を前提にということと受け入れられる部分につきましては、基本的にそのとおりにしております。で、そうでないところは、それはできませんということで、こちらのほうに整理をしております。

①番でございます。これは新旧対照表の表題でございます。(案)をつけたらどうかということで、これはそのとおりで(案)をつけさせていただいております。

また、②につきましては、2月12日付の施行を削るということでございますが、これも前回からお話ししております、この要綱は、会を開催することの根拠となるということで、一度制定をさせていただいておりますので、この2月12日の施行というのは削除できないということで対応しております。

それから、③でございます。この第1条の真ん中あたりに「妥当性を評価し、さらに」ということを追加したらどうかというご意見でございます。これにつきましても、施設を建設するに当たりまして、皆様からご意見をいただいて、よりよい施設というふうにするものでございますので、その妥当性を評価するためのものではございませんので、そのように扱わせていただいております。

④でございます。第3条第4項に「委員」という表現がございます。これは地域委員ではないかということで、これはそのとおりでございます。「地域委員」に変更させていただきました。

⑤でございます。これは会長、副会長を決めるところの条文でございますが、再任を妨げない。会長、副会長が地域委員でなくなった場合には、その地位を失うということで、これはそのまま入れさせていただいております。

⑥でございます。「会議の議長は、会長が務める」ということを追加したらどうかということでございますが、この協議会につきましては、議決機関でございませんので、会議の進行ということで、その部分を直させていただいて、会長が務めるということで対応させていただいております。

⑦でございます。会議の招集は、少なくとも会議を開く2週間前までに通知ということで、これを明記するというようなこととございますが、毎回の会議の中で、次回のおおよ

その予定をお知らせいたしまして、日程は決まり次第通知をさせていただきますので、早期に通知できるように努めさせていただきますが、要綱のほうでの規定というのはいないということで対応させていただきたいと思います。

⑧でございます。第5条に会議は、地域委員の半数以上が出席しなければならないということで、ご提案をいただいておりますが、この会議でございますが、やむを得ない事情によりまして欠席される場合には、本日にもいらっしゃいますが、代理の方の出席も可能でございます。団体でどなたも出席できない場合につきましては、資料の提供、また、ご希望があれば、日程を調整しまして、説明をすることも可能でございますので、特にこの半数以上はという規定はしないということで対応させていただいております。

⑨でございます。第5条の中に会議の議事は総数の4分の3以上で決するというのを追加したらどうかというご意見でございますが、こちらにつきましても、ただいまと同じ議決機関ではございませんので、決をとるような場ではありませんので、そのような規定は追加しないということで対応させていただいております。

⑩でございます。第5条に地域委員は、やむを得ない事情により出席できないときは、代理の出席というような内容でございます。これは既に第5条にやむを得ない事情により出席できない場合には、同一の団体等から選任された他の方が代理として出席することができるということで、対応させていただいております。

⑪でございます。議事録の作成の部分につきまして、この議事録は会議後1週間以内に作成しなければならないというようなご意見をいただきました。こちらにつきましても、要綱のほうでは、作成に当たっては、会長、副会長の確認後に速やかに委員の方、また専任者の方に送付するという事としておりまして、次回の会議前までには送付できるようにはさせていただきたいとは思っておりますので、1週間という、この期間でお約束をすることはできませんので、その規定はしないということで対応させていただいております。

⑫番でございます。議事録の件ですが、議事録には、議事の経過、要領、それから、結果を記載して、会長、副会長がこれに署名押印しなければならないというご意見をいただいておりますが、今回全文録というふうにさせていただきましたので、会議内容そのものは網羅されていると思っております。会長、副会長にも確認をしていただくこととなりますので、この規定も特にはしないということで、対応させていただきたいと思います。

⑬番でございます。会議が非公開となったものを除き、会議録は組合のホームページにおいて公開しなければならないというご意見でございます。こちらにも既に非公開となった

ものを除いて、ホームページにおいて公開するという事としておりますので、その対応とさせていただきますと思います。

⑭番でございます。第2条の部分にこの協議会で協議した内容について報告するというような内容のものがございますが、報告だけではなくて、了承を得るということではどうかというご意見をいただきました。こちら、報告するということには、同時にその内容が承知されるというものも含まれているというふうに理解をしております。この3市長と管理者が知らないまま協議が進められていくというのではなくて、どのような意見があって、あるいはどういう議論がされているのかということ、状況を把握していただくということで、この報告するということを明記しましたので、この対応とさせていただきますと思います。

また、⑮番では、会議録の作成に当たり、会長、副会長の確認後、速やかに専任者、それから、委員の方に送付するという内容について、不参加の方についても会議録と資料を配付してはどうかというご意見をいただきました。これにつきましては、希望される方につきましては、情報提供させていただきたいと考えております。

⑯番でございます。要綱は、施設建設の是非を前提とした協議会とする内容としていただきたく、グランドメゾンの方の案を望みますということで、ご意見をいただいております。こちら、協議会といいますのは、施設の建設に当たりまして、3市と組合、それから、住民の方の良好な環境の維持向上、それから、安全の確保を図ることを目的として設置をしておりますので、施設の建設の是非を前提としたものではございませんので、こちらについては、対応できないということとさせていただきます。

⑰番でございます。第2条の2の部分に、前項の協議は、包括的な廃棄物処理体制計画と連携して実施するというご意見をいただきました。こちら、最初にご提案いただいたときの主旨が、資源物処理施設だけの議論ではなくて、廃棄物全体で考えていくものだというようなことをご提案をいただいております。従いまして、体制計画というのを加えなくても、主旨が伝わるということで、現状のまま包括的な廃棄物処理と連携して実施するという対応でさせていただきます。

⑱番でございます。第2条3項の前に協議内容の結論は参加者の過半数をもって決議するを加えたらどうかというご意見でございます。これも、先ほどご説明しましたとおり、議決機関ではございませんので、決をとるような会議ではございませんので、こちらの対応はできないこととさせていただきます。

⑩番でございます。第3条の4号につきまして、地域連絡協議会なので、行政側の課長は委員として含めなくていいのではないかというご意見をいただきました。こちらは第1条でございますように、3市と組合、それから、地域住民の皆様と協議をしていくというようにして設置しておりますので、行政側の課長も委員としてこの会に参加をするということに対応させていただいております。

あとは、こちら、書いてあるとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。これらを踏まえまして、次の設置要綱の一部改正の新旧対照表、あるいはこれらを反映した最後の要綱ということで、今日、皆様のほうにお示しをさせていただきました。ちょっと大変早く聞きづらい点もあったかと思いますが、説明のほうは以上でございますので、何かご意見、ご質問等あれば、お伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【坂本代表者】**

すいません。グランドメゾンのウエストの坂本と申します。

こういうのは、オーソドックスにいきましょう。と申しますのは、これは、この前、決定したわけではないですよ。ですので、この要綱は、附則ですけれども、平成26年2月12日から施行するというふうな、これはもう入れない、削除というのは、私は意見出したので、それで、これがもし12日に決定しておれば、ここは改正案でもいいんですけども、まだ（案）もとれてない段階で改正ということはないんじゃないですか。基本的な用語の使い方ですけれども、修正にしてくださいというのはそういう意味で、以上です。

**【木村計画課長】**

ただいまのご意見でございますが、これもこの会を開催するに当たっては、その根拠が必要ということで、前回も、皆様からしますと、一方的だということで、そういう部分もございまして、確かにこの会を開くには根拠が必要になりますので、設置させていただきました。その上で、皆様からここが変だというようなところのご意見がございましたので、設置はしましたけれども、その後、改正させていただくということで、今回の対応をさせていただきますので、ご理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**【坂本代表者】**

それは違うんじゃないですか。設置されたという話じゃないでしょう。皆さん納得してないと思いますよ。だから、修正でいいんじゃないですか。基本的には案の修正ですので。

**【片山事務局参事】**

先ほどのご質問の中でもご説明いたしましたけれども、特定の方々にこういう会を設け

て情報提供させていただくということは、私どもとして、前提がないなりません。従いまして、これはこの2月の時点で要綱は成立したという解釈とさせていただきたいということでございます。これは、皆さん、納税者でもあるわけですから、そこの辺は理解をお願いしたいと思っております。ですから、今回のご意見については改正ということで、成立したものを改正するという進めさせていただきたいということでございます。

**【坂本代表者】**

それは法案でも何でもよくご覧になっていると思いますけれども、改正というのは、出来上がったものについての改正ですよね。だから、用語の使い方として言っているんじゃないですか。基本的なことですよ。

**【木村計画課長】**

ええ。おっしゃるとおり、改正というのはでき上がったものを改正することですので、先ほどの話に戻ってしまいますが、まずはこの開催するための根拠として設置をさせていただきました。その上で改正をします。皆様方のご意見を反映したもので改正をすることで対応をさせていただきましたので、そのところはご理解をいただければと思います。

**【坂本代表者】**

今度の協議会で決まったならば、そこで制定するという話じゃなかったですか。

**【片山事務局参事】**

そういうご意見は確かにございましたが、私どもは、一貫としてそういうことでお願いします。強引だというふうに確かにご批判いただきましたけれども、こういう会を作らせていただく、こういうふうに説明をさせていただくというためには必要なものなのでということで、ご説明をしてみました。

**【坂本代表者】**

必要なのはわかりますよ。だから、ここに来ている人たちというのは、決まったものをのんでやれというんじゃなくて、やはりそれを皆さんで協議した上で、これは、じゃあ、要綱としてまとめましょうというのがこの会じゃないですか、主旨じゃないですか。

**【木村計画課長】**

確かに施設反対という方もいらっやっやって、なかなかこんなのは認められないということとはございますし。

【坂本代表者】

だから、この場で決めれば、その決まった日の協議会の日で制定……。

【木村計画課長】

一方では、今回の意見をお伺いしたいときに、その要綱、特に問題ないというようなことで意見をくださった方もいらっしゃいますので、そういう意味では、一方的にとということも確かにあるかもしれませんが、一度設置をさせていただいた要綱に対して修正を加えていくということで、今回ご提案をさせていただきましたので、ご理解いただければと思います。

【坂本代表者】

いただいたという言葉の使い方もおかしいです。いただきたいと思いますでしょ。

【木村計画課長】

では、よろしいでしょうか。

【邑上代表者】

質問いいですか。

【木村計画課長】

はい。

【邑上代表者】

グランドメゾンノースの邑上です。

いくつか議決機関ではありませんという言葉が出てきます。ちょっと今、調べたりしているんですけど、協議会は、何か前回も同じような質問したんですけど、どういう会なんでしょうか。というのは、ちょっと私はわかってないので、教えていただきたいんですけども、協議会とはどういう会なんでしょうか。

【木村計画課長】

協議会でございます。議決機関ではないということで、ここでお示ししております。協議というのが、言うなれば、ここで相談させていただく、議論させていただくというようなことで理解をしております。この議決という意味は、例えばいろいろの意見があったときに、じゃあ、賛成何人、じゃあ、反対何人、じゃあ、賛成が多いからこれで決まりと、そういうような進め方でやる協議会というふうには思っておりません。

今、こういった決して円滑に進んでいる会議ということではない中で、反対の方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃいますので、当然議論は分かれるところでご

ございますが、今後、この協議会の設置した主旨などをご理解いただきまして、建設的なご意見が出てくるようになれば、それはもちろん一定の方向性という意味では、この中で決められるような部分もございしますが、基本的には何人以上で決すとか、そういう協議ではなくて、相談、話し合いをしながら方向性を出していくと、そういうような会というふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

**【邑上代表者】**

ちょっとじゃあ、ちょっと続きですけど、そうすると、この会では、例えば、例えばですけども、前回施設の仕様とかを決めますなんていう話があったと思うんですけど、高さとか。高さ10メートルだとか、20メートルだとかというのは、この場で意見が分かれたとしても、そこで決をとるわけではなく、そういう意見がありましたというまとめをするだけのイメージなんですか。

**【片山事務局参事】**

意見交換と協議ということで、その協議の内容については、施設の姿、デザインが中心になると思いますけど、その部分、それから、環境対策については、今、心配いただいているのが悪臭であるとか、それから、揮発性の有機化合物、こういう対策をどのようにしていこうかというところで協議をさせていただきたいと考えております。

協議会の姿が、イメージが掴めないっていうのはよくわかるんです、議決機関でないの。私どもとしては、イメージは、今、ここにもある。ここにもというのは、この中島町の衛生組合にも協議会がございまして、将来的にはそのような形で運営連絡会みたいな形で、日頃の操業の状況とか、そういうことも含めて連絡調整をさせていただく協議会まで続けさせていただきたいというふうに考えています。その上で、現状では施設の建設を進めていくわけですけども、冒頭申し上げました、協議会が始まる時に申し上げましたけれども、地域に説明に伺いましたら、やはり不安を抱えている方がたくさんいらっしゃるということで、地域に対してはある程度の説明をするようにということで、理事者からも指示もいただいておりますし、また、議会のほうからも意見もいただいております。そういう意味で、基本的には説明をさせていただいて、皆さんの意見の中で最大限取り入れられるものは取り入れていくと、こういう姿が協議会ということで私どもではイメージしております。

**【邑上代表者】**

それでは、今回その施設自体に対して、まさに簡単に言うと賛成・反対となりますけれ

ども、反対というのも、そのごみがあるんだから、処理しなきゃいけないというのはわかっているわけですね。例えば前回も言いましたけど、プロセスの話とか、そういうのでわからないから反対とか、財政の問題とか、色々あるんで反対している人も結構いると思うので、その疑問とか、今まで説明してきているとおっしゃると思うんですけども、それが足りてない、または理解できてないところに対して、それを解消していくような場にもなるといいですか。

【片山事務局参事】

そうですね。

【邑上代表者】

という理解でいいですか。はい、わかりました。

【木村計画課長】

ほかに何かございますでしょうか。

そろそろお時間となります。少し急ぎとなりますが、次が施設見学会について・・・

ごめんなさい。失礼しました。ご意見ないということですので、要綱の改正案、今、ご説明させていただきました。最後のA4一枚の裏表、これが一部改正の案ということになります。この内容で改正をさせていただいてよろしいでしょうか。

【山崎専任者】

要綱の方やんないんですか、今日、時間もないからやめるんじゃないかと。

【木村計画課長】

継続でこれはやるということによろしいですか。

【山崎専任者】

継続でしょう。だって、一方で時間、前の議題が45分で終わるって、実際に45分で終わってないじゃないですか。時間割やると言ったでしょう。だけど、やってないじゃないですか。

【木村計画課長】

はい。ええ、そうですね。

【山崎専任者】

肝心なところ、全然時間がないじゃないですか。意見出せって言ったって、時間がないんじゃない、できるわけないじゃないですか。

【木村計画課長】

わかりました。では、今日ご説明させていただきましたので、これを皆様のほうで持ち帰っていただきまして、また、それに対するご意見等を伺えればと思います。先ほど3市のほうの現状と課題というところでもご意見あればということでお話ししましたので、それとあわせてご意見いただければと思います。それに基づいて、またそれを集計して、また次回のところでご説明させていただければと思いますが、それでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。では、そのように。

【邑上代表者】

済みません。資料の確認だけしたいんですけれども、今、説明されたのは意見一覧でしたよね。

【木村計画課長】

はい。

【邑上代表者】

これはわかりましたので、(案)がついたこの3市共同資源化要綱(案)が、これが今のところ、これをもとに直したやつですよ。で、もう一枚が新旧対照表は、前回提示したやつと今回提示したものの……。

【細谷ごみ減量対策課長】

比較表。

【邑上代表者】

で、ちょっといいですか。

【木村計画課長】

はい。あ、すいません。資料のご説明いたします。先ほど最初に説明をいたしました一覧表、要綱の一部改正案に対する意見一覧、これは皆様からいただいた意見を一覧表にまとめたものでございます。ここで対応できるもの、できないものがございますので、それらを反映したものをこの施設整備地域連絡協議会設置要綱一部改正(案)新旧対照表というところで、前回までの内容と、それから、踏まえたものが改正後というところにきております。この改正後にきているものが、最後に要綱のところにも全部反映をしているという、そういう資料になっております。

あと、ごめんなさい。時間ないんですが、ちょっとお話しだけさせてください。

施設見学会、こちらのほうで予定をしてございました。まだ、工程を先ほど少しご説明

をしましたが、実際に処理工程を見てない方もいらっしゃいます。当然見た方もいらっしゃると思いますが、見た方というのはいらっしゃいますか、こういった工程をもう既に見たよという方いらっしゃいますか。あ、何人かいらっしゃいます。お2方ですね。そうしますと、大半の方がまだこの処理工程を見てないと。で、イメージが掴められないというようなこともあるかと思しますので、施設見学のほうを企画をしたいなと思っております。皆様の方で、ただ、先方が平日しか稼働しておりませんので、行く日が平日となってしまいますが、その日程でぜひ見学のほうをしていただける……。

**【森口専任者】**

どこが見たいところを私たちから聞かないで、勝手に遠足先を決められるのでしょうか。

**【片山事務局参事】**

何かありますか。

**【木村計画課長】**

実際見るところは、今度建設するところの類似施設ということで、そのほうがイメージつきやすいかなというところで。

**【森口専任者】**

これだけ街の中にあるというところで見たいですけど。

**【木村計画課長】**

候補は、八王子ですとか、昭島ですとか、ありますので。

**【山崎専任者】**

全然違うじゃない。38万人のごみを処理するわけでしょう。で、4,500平米で処理するわけでしょう。そのすぐ隣に住宅があるわけでしょう。そこと同じところを見せてくださいよ。500メートル離れたところに焼却炉がある、同じ条件で見せてくださいよ。そんな施設見学なんて。

**【坂本代表者】**

何でそんなにその施設見学会とかいうのを……。

**【片山事務局参事】**

施設見学会は、今、私どももね、原単位の説明とか、容り協だとか、専門用語が出ているとおり、まずは知っていただきたい。専門用語をなるべく使わないように平たく説明いたしますけれども、まず、目で見てどういう施設なのかを知っていただきたいと、どういうシステムなのかを知っていただきたい。これだけでございます。そういう意味では、近

隣の施設は、今、申し上げたところがありますというところで、物理的なこともありますので、やっぱりそんな遠くには行きませんので、近場になるとそのくらいかなということでございます。5月の19日でしたっけ、19日の週あたりの平日で、もし行っていただければ企画をして、通知を申し上げたいなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

【坂本代表者】

職場の見学会じゃないですから、例えば行くのであればね、敷地面積がどれだけあって、地域はどういう住宅地があるかとかね、そういう環境を示してもらわないと、今、山崎さんがおっしゃったように、行っても全然比較にならないようなところを見てどうするんですか。今、住宅地の中でつくる。

【片山事務局参事】

あ、坂本さん、システムをご存じだからそうですけれども、実際にどういうふうに車が入ってきて、どういごみがコンベアで運ばれて、手選別をされて、どうい作業がなされているのかと、ここを見ていただきたいということです。

【坂本代表者】

私は、手選別なんていうのはもう無駄だと思いますね、今後ね。やらなくていいことをね。

【片山事務局参事】

19日の週に、まあ、ほんとうに恐縮なんですけど、平日しか、向こうは受け入れてももらえませんが、平日でお願いをして、よろしければ、皆様にご通知を差し上げたいと思っております。いかがでしょうか。

【代表者等】

行きません。

【片山事務局参事】

無理でしょうか。

【森口専任者】

23日は都合が悪いです。23日はバツ。はい。

【邑上代表者】

昼間、働いている人だとなかなか難しいですね。

【片山事務局参事】

そうですね。

【代表者等】

それは難しいです。それは決めてもらって、こっちの都合つく日は行きます。

【森口専任者】

質問。もしそこを。片山さん、片山さん。

【片山事務局参事】

はい。

【森口専任者】

もしその見学に行くこともいってませんが、でも、また、同じ条件のところへ連れていってくださいということがあればやっていただけますね。

【片山事務局参事】

それは別に考えますが。

【森口専任者】

それは別に考えていただけるんですね。

【片山事務局参事】

もし平日で非常に恐縮なので、ご意見を伺って、見学先のビデオを借りてきて、流して見ていただく、それでもある程度……。

【山崎専任者】

だったら、昭島だってビデオでいいじゃない。

【代表者等】

ビデオ上映でいいじゃない。

【片山事務局参事】

ビデオでよろしいですか。

【山崎専任者】

いいじゃないですか。

【森口専任者】

いや、やっぱり臭いがあるから、私、連れていってくれるなら行きます。

【片山事務局参事】

そうですか。じゃあ、ちょっとこちらで受けとめさせていただいて。

【森口専任者】

いいですよ、代表で行っても。

【片山事務局参事】

ええ。内部で検討したいと思います。

【邑上代表者】

ちょっとすいません。例えば昼間、平日の昼間に行けないかなという人と行けるかなという人がいると思うんですけど、あんまり確認もしなくていいですか。

【片山事務局参事】

いかがでしょうか。平日の昼間は、どうしても他の施設になると平日の昼間になるんですけど、ちょっと難しいでしょうか。

【代表者等】

いないんじゃない。

【片山事務局参事】

わかりました。

【代表者等】

議決機関じゃないでしょう。

【木村計画課長】

わかりました。では、ちょっと平日なかなか厳しいということですので、先ほど言いましたビデオの上映も含めまして、改めてまた検討させていただきたいと思います。

【邑上代表者】

週末というのは見学できないんですか。動いてない？

【木村計画課長】

施設のほうか動いてなくてですね。

【片山事務局参事】

休みです。

【邑上代表者】

今日みたいな感じね。

【片山事務局参事】

そうです。

【木村計画課長】

はい。では、また、改めてご提案させていただきたいと思います。

それでは、時間も過ぎてしまいました。大変申しわけございません。

最後に、これも通知を皆様のほうにお渡ししてございます自治会管理組合の説明についてという通知でございます。これまでも各団体への説明をさせていただきますとお伝えしておりましたが、皆様からも団体へ戻ってどういうふうに説明したらいいのかわからないというような声もございます。通知のとおり、皆様の所属します団体へ個別に説明を行うということを考えておりますので、ご希望がございましたら、日程、会場など、これは調整していただくこととなりますが、ご連絡をいただければ、可能な範囲で対応させていただきますようお願いいたします。

で、また、今回は、今、ちょっと施設見学というお話がございました。5月19日のほうで予定しておりましたが、ちょっとそれが難しそうですので、次は、6月のちょっと頭ぐらいになるかもしれませんが、これもまた改めて通知をさせていただきますので、通知のほうでご確認をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を、これをもちまして終了させていただきます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。